伊奈町制施行記念公園野球場広告の表示に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、伊奈町都市公園の設置及び管理に関する条例(昭和 47年条例第36号)及び伊奈町都市公園の設置及び管理に関する条例 施行規則(昭和55年規則第10号。以下「規則」という。)の規定に 基づき、伊奈町制施行記念公園の野球場に広告を表示することに関し、 必要な事項を定めるものとする。

(広告を表示する部分等)

- 第2条 規則第2条第2項に規定する伊奈町制施行記念公園野球場(以下「第2球場」という。)外野フェンスコンクリート部分のうち町長が指定する部分は、別図に定めるとおりとする。
- 2 広告を表示することのできる区画の数は、14区画とする。 (広告の規格)
- 第3条 表示できる広告の規格は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 材質は、汚染、変色、腐朽、破損及び燃焼の困難なもので、かつ、太陽光及び照明灯を反射しないものとする。
 - (2) 寸法は、縦70センチメートル×横360センチメートルとする。
 - (3) 彩色は、区画内全て施すものとし、下地は緑色、文字等は白色を基本色とする。
 - (4) 前号の規定にかかわらず、別図の1、2、13又は14の区画において町の承諾を得た場合は、その他の色彩を使用することができる。この場合において、下地に白色を使用することはできない。

(広告の要件)

- 第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の表示を認めないものとする。
 - (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 法令等の規定に違反するおそれがあるもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 社会問題等についての主義主張に関するもの
 - (6) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおすれのあるもの
 - (7) 第2球場の管理運営に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (8) デザインが第2球場の美観を損なうおそれがあるもの
- (9) その他広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の表示期間)

- 第5条 広告の表示をすることのできる期間は、4月1日から当該年度の 末日までの1年間とする。ただし、年度の途中において新たに広告の表 示に係る許可を受けたときは、許可を受けた日から当該年度の末日まで の期間とする。
- 2 前項の許可の期間は、町長が必要と認めた場合は、必要な限度において更新することができる。

(広告の募集)

第6条 広告の表示の募集は、町ホームページ及び町広報誌を利用して行 うものとする。

(広告の表示の申込み)

- 第7条 広告の表示の申込みをしようとする者(以下「申請者」という。)は、伊奈町制施行記念公園野球場広告表示申込書(第1号様式)に広告の見本を添え、町長が指定する期間内に町長に申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広告の募集の枠に空きがあるときは、町長が指定する期間後においても申請をすることができる。この場合において、申請者は、広告の表示を希望する日の2か月前までに町長に申請するものとする。
- 3 第5条第1項に規定する表示期間の満了に際し、引き続き広告の表示 に係る許可を受けようとするときは、伊奈町制施行記念公園野球場広告 表示申込書(第1号様式)に広告の見本を添え、広告の表示の許可が 満了する日の2か月前までに町長に提出するものとする。

(広告の表示の承諾の可否の決定)

- 第8条 町長は、前条の申込みがあったときは、第4条の要件を備えているか審査を行い、承諾の可否を決定し、伊奈町制施行記念公園野球場広告表示承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、広告の表示を承諾する場合は、次条の規定により広告の表示の位置を決定し、併せて申請者に通知するものとする。
- 2 募集をした区画の数を超えて第4条の要件を備えている広告の表示の

申込みがあったときは、別表に定める順位に従い広告の表示の承諾の可 否を決定するものとする。

(広告の表示の位置の決定)

- 第9条 広告の表示の位置は、別表に定める順位に従い、申請者が希望する位置に決定するものとする。
- 2 前項の場合において、同一の位置に別表に規定する順位を同じくする 者から複数の申込みがあったときは、公開によるくじにより順位を決定 し、その順位に従い、申請者が希望する位置に広告の表示の位置を決定 するものとする。

(都市公園内行為許可申請)

第10条 第8条第1項の規定により広告の表示の承諾を受けた者(以下「広告表示者」という。)は、規則第2条第1項に規定する許可申請書を第8条第1項に規定する通知書に記載された期日までに、町長に提出するものとする。

(使用料の納付)

第11条 広告表示者は、使用料を指定された期日までに納入通知書により一括で納付しなければならない。

(権利の譲渡)

第12条 広告表示者は、広告を表示する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告内容の変更及び取下げ)

第13条 広告表示者は、表示した広告の内容の変更又は表示の取下げをするときは、伊奈町制施行記念公園野球場広告表示内容変更(取下げ)申込書(第3号様式)に変更したい広告の見本を添え町長に提出し、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。

(広告内容の変更及び取下げの可否の決定等)

- 第14条 町長は、前条の申込みがあったときは、第4条の要件を備えているか審査を行い、承諾の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により内容の変更又は取下げの承諾の可否を決定 したときは、伊奈町制施行記念公園野球場広告表示内容変更(取下げ) 承諾(不承諾)決定通知書(第4号様式)により広告表示者に通知する ものとする。

(使用の取り消し)

- 第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の表示の 承諾を取り消すことができる。
 - (1) 使用料を指定された期日までに納付しなかったとき
 - (2) 前条に定める表示取下の申し出があったとき
 - (3) 広告表示者が破産又は倒産したとき
 - (4) 広告表示者又は広告の主体が社会的信用を著しく損なうような 不祥事を起こしたとき
- 2 前項の規定により町長が広告の表示を取り消した場合において、広告表示者は、町に対して使用料の返還請求、損害賠償請求その他名目を問わず、一切の請求を行うことができない。
- 3 町長は、第2球場の管理運営上、やむを得ない理由があるときは、広告表示者に対して表示中の広告を撤去させることができる。この場合において、広告表示者と協議の上、使用料の一部を返還することができる。

(広告表示者への報告)

第16条 町長は、広告の汚損、き損、若しくは滅失を発見したとき又は 広告に事故が生じたときは、速やかに、広告表示者に報告するものとする。

(費用負担)

第17条 広告の表示、維持管理、修繕及び使用期間終了に伴う原状回復 に係る費用並びに第19条第2項の規定による広告の撤去に要する費用 は、広告表示者が負担するものとする。

(広告に係る責任)

- 第18条 表示した広告の内容に関する一切の責任は、広告表示者が負うものとする。
- 2 広告の表示作業又は撤去作業に伴い発生した第2球場の汚損及びき損 による損害については、広告表示者が自らの責任においてその損害を賠 償しなければならない。
- 3 町は、その責めに帰するものを除き、広告の汚損、き損、滅失等について、これらの責任を負わない。
- 4 第2球場の工事その他の施設管理上やむを得ない事情によって、表示 した広告が一時的に不明瞭な状態又は可視できない状態となることがあ っても、町は使用料の返還その他の責任を負わない。

(原状回復の義務)

- 第19条 広告表示者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。
 - (1) 広告表示期間が満了したとき。
 - (2) 第13条の規定により広告の表示の取下げをするとき。
 - (3) 第15条の規定により広告の表示の承諾を取り消されたとき。
- 2 町長は、広告表示者が前項の規定による撤去をしないときは、自らこれを撤去し、原状に回復することができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

別表 (第8条及び第9条関係)

順位	広告の表示の申込みをした者
1	町内の公共団体若しくは公共的団体
2	町内に主たる事務所を有する法人その他の団体又は町内の 個人事業者
3	町内に従たる事務所を有する法人その他の団体
4	町外の公共団体又は公共的団体
5	町内に事務所を有しない法人その他の団体又は町外の個人 事業者
6	その他の者

別図 (第2条関係)

第2球場広告表示区画図

	レフト側														ライト側										
,	ファウルポール												フ	ファウルポール											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10											11	12	13	14	

備考 各区画間は、235センチメートル空けるものとする。